

上代における書記用漢字の訓の体系

小林芳規

一、はしがき

漢字専用の上代文献は、漢文体と国文体とに分けるにせよ、これに表記上の差を加えて細分するにせよ、漢字を訓との関係において上代人の言語生活の上より見ると、二つに分けられる。一は、主に原漢文の内容を、日本語として理解する為に、これを「訓読」して把握するもの、二は、漢字に対応する「訓」を背景として、日本語を、その漢字によつて書記するものである。前者は、中国で成立した漢籍や仏典、又それを書写したものであり、又は、その文章の格に真似て日本人が制作した漢文も含まれる。後者は、日本人が、日本語の実用的文章を書記するために、漢字を用いて綴つたものである。

ここに書記用漢字というのは、後者の、漢字を用いて、日本語としての文章を書記したものを指し、訓読を通じて理解される所の、訓読用漢字に対立する。具体的には、和化漢文・訓仮名による万葉仮名表記・宣命体等が主資料である。

訓読用漢字は、原漢文における諸種の用法に依じて、一漢字にも諸種の訓が存し、又一和語に対して幾字かの漢字が対応することが普通である。これは生活様式思想文化等の異なつた社会に生まれた日本語と中国語という異質の二言語が接触同化した現象から来る必然の結果であろう。これに対して、書記用漢字は、訓読用漢字とその用字法及びその背景にある訓の体系を全く同一とするか否か、もし異にするとすれば、両者はどのような関係にあるか、訓読用漢字に対して、書記用漢字の訓の体系は如何なるものであるかが問われなければならない。本稿ではこのような問題を考える手懸りとして、漢文の虚字の類及びそれと対応関係にある日本語のテニヲハの類を主として取上げることとする。これらは文法的役割を果す辞として、その種類も数も限られており、一般の体言や用言よりはその性格を把握し易いからである。

和化漢文又は変体漢文と呼ばれる文体の研究は、近時漸く盛行する兆を見せている。それが虚字等の用字法に重点が置かれているのは一つの方法と見られるが、その主対象は、平安時代の文献であ

る。溯つて上代における和化漢文の研究は、これの源流を探り、これの歴史を追究する意味でも必要である。この点、石塚晴通氏が、「而」字について、上代から中古初頭の变体漢文における用法を追究されたのは、先に峯岸明氏が平安時代記録資料の「而」字の用法を解明されたのを引寄せたものとして、共に注目に価する。ただこの問題は一虚字に止まらず、広い視野に立つた体系的な把握が必要である。一方、上代文献における用字法研究は、古くからその読解の方便として盛んであつたが、個々の作品についてのものではあつた。上代文献相互の関連、特にその共通基盤の究明、更にはその相違点とその原因などの解明も、なされなければならない。

本稿は、右のような諸問題を考える一段階としての試みであり、上代文献の訓を定める必要から、平安初期訓点資料を援用することにした。

二、平安初期訓点資料における読添え用の訓字

訓字とは、訓読の記入に際して、仮名やヲコト点とは別に、同訓の漢字を以て、「某也」或いは「某」と傍記したり欄外に摘記したりするものである。この訓字には二つの場合が考えられる。第一は、原漢文の漢字と、その訓を表す為めに注記された漢字とに対応関係のある場合である。「盛」^(注4)、「造」^(注5)などの場合である。第二は、原漢文にはそれに対応する漢字がないが、訓読に當つて、読添える必要のあるテニヲハを、そのテニヲハの訓に当る漢字で記入する場合である。例えば左の如くである。^(注4)ヲコト点を仮名で示し仮名を片仮名で示す。訓字の字体は、現行漢字体で示す。

(注5)

- 〔令〕 ^(注5) 一人の人を令むる、々不^レ退^レ故^ニ (山田本観弥勒上生経贊平安初期朱点)
- 〔如〕 雲^ノ雨^ノ 説^レ法^ノ感^ニ 楽^ノ音^ノ故^ニ (同右)
- 〔而〕 积^レ迎^レ北^ニ 首^ノ石^ノ脅^レ枕^レ手^ノ而^レ入^リ 滅^ニ (同右白点)
- 〔作〕 曾^レ寤^レ寐^レ分^レ弗^レ夢^ニ (佐毎起作) 〔は寝書〕 (同右)
- 〔難〕 声^ノ有^リ 止^レ兮^レ哀^レ無^レ終^ニ 是^レ乎^レ非^レ乎^レ (「難」トモ) 〔加母〕は裏書 (同右)
- 〔耳〕 我^ノ如^ク (百論釈論承和八年点)
- 〔及〕 或^レ有^リ 三^ノ六^ノ五^ノ四^ノ三^ノ二^ノ一^ノ種^ニ (及「ト」は平安初期白点の訓) (大般涅槃经集解卷六十七、平安初期白点)
- 〔計〕 又^レ天^ノ心^ノ元^ノ年^ノ四^ノ月^ノ上^ノ旬^ノ更^ニ 許^レワサ^レ事^ヲ 禁^レ涉^ニ (二荒山碑文平安初期点)
- 〔申〕 我^ノ当^ニ以^テ不^レ調^ニ 至^ニ 死^ニ (成実論卷十五天長五年点)
- 〔坐〕 法^王 无^レ上^ノ尊^ニ (山田本妙法蓮華经方便品平安初期点)
- 〔念〕 我^ノ当^ニ以^テ不^レ調^ニ 至^ニ 死^ニ (成実論卷十五天長五年点)
- 〔云〕 表^ス分^ニ身^ノ十^ノ方^ノ 処^々導^リ利^ニ (山田本観弥勒上生経贊平安初期白点)

第一表 平安初期訓点資料における読添え用の訓字一覧

訓字	読添え用の資料		資料	点
	ヲコト	カケ		
耶	○		兩毗奈耶	第一群点
持人菩薩經	○		醍醐寺藏梵網經	
文選	○		二荒山碑文	
卷29			九条本文選卷29	
大藏經	○		白鶴美術館藏 大藏經契經集卷68	
同上 11	○		同上 卷 11	
古点	○		願經四分律古点	
嘉祥4年点	○		金剛般若經讀述嘉祥4年点	
5年点			成実論天長5年点	
光明	○		飯室切金光明最勝王經	
註釈	○		妙法蓮華經方便品	
古点	○		百論承和8年	
論点	○		大乗掌珍論承和	
論点	○		中觀論古点	
嘉祥	○		金剛般若經讀述仁和元年点	
講文	○		東大寺諷講文	
古点	○		西大寺本金光明最勝王經古点	
上生經	○		觀弥勒上生經寶白点	
古点	○		唐招提寺藏金光明最勝王經古点	
古点	○		四分律行事鈔古点	
古点	○		妙法蓮華經化城喻品古点	
古点	○		百論天安2年点	
古点	○		地藏十輪經元慶7年点	
寶	○		觀弥勒上生經寶朱点	
註釈	○		金光明最勝王經註釈 1本	

(存疑)	者(トヘリ)	故(ユエニ)	又(マタ)	以(モテ)	方(カタ)	事(コト)	所(トコロ)	人(ヒト)	時(トキ)	物(モノ)	為(ス)	成(ナル)	在(アリ)	有(アリ)	言(イフ)	云(イフ)	思(オモフ)	念(オモフ)	命(イナヒ)	直(ナホシ)	下(シタ)	
						○			○*													
				○																		
	トイフハ	○		○								○	○	○	○							
						○			○	○												
								○														
	○					○		○	○	○*	○*			○*		○						
								○	○	○*	○*	○	○*					○				
言?			○			○		○	○	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*						
	○		○			○	○	○	○	○			○	○	○	○		○				
	○		○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				
	○		○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				
	○	○	○			○	○	○	○*	○*		○			○	○					○	
	トナリ		○			○	○	○	○	○			○	○	○							
						○	○	○	○*	○*	○				○	○						
						○	○		○*	○*					○	○					○*	
			○	○*		○	○	○	○*	○*				○*	○	○				○	○	○
於*						○	○	○	○*						○						○*	○
			○			○	○	○	○*					○*								
		○	○*			○	○	○	○*					○*	○							
			○				○	○	○*		○				○							
						○	○	○	○*						○*							○
							○														○*	
			○			○	○	○	○*	○				○*	○							○*

〔物〕^{ニル物} 常得^ニ 人天共瞻仰^ニ (西大寺本金光明最勝王經平安初期点)

卷二、四三頁

〔所〕^ニ 以^テ 一者於^ニ 十方世界^ノ 一切如來^ノ 至心親近^{シテ} 說^ク 一切罪^ノ

(同右卷二、四七頁)

〔者〕^ト 又經中說^ニ 身見斷^ス 時諸使俱斷^ス (成実論卷十五天長五年)

五年)

書記用漢字の訓の体系を考えるには、第一の類も対象とすべきであるが、本稿では先に述べた方針により、第二の「令」「如」「而」などの場合について考える。

凡そ、訓読の記入は、仮名やヲコト点^が、平安初期以来、平安時代を通じて行われたが、別に、平安初期には、訓字による方式も併せて多く用いられ、多くの資料に通ずる一般的な方式であった。ただテニヲハの訓字は、平安中期以降、訓読法が變つて、テニヲハの類を説添えることが次第に少くなるに従つて、訓字そのものも激減する。従つて、訓字、特に第二の類のテニヲハの訓字は、平安初期の訓点資料が対象となる。

西大寺本金光明最勝王經平安初期点の説添え用の訓字には、左の諸字がある。(注7) (*印は省團體)

令(シム)・如(ゴトシ) 可(ベシ) 申(マウス) 上(マツル) 下(タマフ)

命(タマフ) 念(オモフ) 云(イフ) 有(アリ) 奉(マツル) 物(モノ)

時(トキ) 人(ヒト) 所(トコロ) 事(コト) 以(モチ) 又(マタ)

又、山田本妙法蓮華經方便品平安初期点の説添えの訓字は、左の如くであり、

a、令(シム) 如(ゴトシ) 可(ベシ) 申(マウス) 上(マツル)

給(タマフ) 念(オモフ) 云(イフ) 有(アリ) 時(トキ)

人(ヒト) 所(トコロ) 事(コト) 以(モチ)

b、也(ナリ) 耳(ミミ) 坐(イマス) 成(ナル) 故(ユエニ)

(a)の如く、西大寺本金光明最勝王經平安初期点と殆ど通ずるもの外、(b)の如きもある。成実論天長五年点の説添えの訓字も、

如(ゴトシ) 可(ベシ) 白(マウス) 上(マツル) 念(オモフ) 云(イフ)

有(アリ) 物(モノ) 時(トキ) 人(ヒト) 所(トコロ) 事(コト)

以(モチ) 者(トイヘリ)

であつて、殆ど一致し、大東急記念文庫蔵百論天安二年点の説添えの訓字も、

如(ゴトシ) 可(ベシ) 云(イフ) 為(シ) 物(モノ) 時(トキ) 人(ヒト)

以(モチ) 也(ナリ) 耳(ミミ)

が用いられており、同じく一致している。

又、山田本觀彌勒上生經平安初期点の訓字も、

(朱点) 令(シム) 如(ゴトシ) 可(ベシ) 申(マウス) 奉(マツル)

給(タマフ) 宣(タマフ) 人(ヒト)

(白点) 下(タマフ) 宣(タマフ) 云(イフ) 時(トキ) 人(ヒト)

事(コト) 而(シテ) 於(注9)

があり、小川本願經四分律平安初期点も、

令(シム) 申(マウス) 奉(マツル) 給(タマフ) 念(オモフ)

物(モノ) 人(ヒト) 也(ナリ) 許(バカリ) 成(ナル) 為(セヨ)

の訓字がある。これらは、ヲコト点法が、妙法蓮華經方便品古点・

成実論天長点のような第一群点、西大寺本金光明最勝王經平安初期点のような第二群点、百論天安二年点のような第三群点、觀彌勒上生經寶平安初期朱点のような第四群点、小川本願經四分律平安初期点のような特殊点の諸種に亘つており、ヲコト点法の異なりが示す如く学統が異なるにも拘らず、読添えの訓字が、その漢字と訓とを共通にしているのは注意せられる。このことを明確にする為に、更に多くの平安初期訓点資料について、その読添えの訓字を一覧すると、前掲の第一表の如くなる。

この表から次の諸点が判明する。

一、読添え用の訓字は、平安初期の諸資料に広く用いられている。これは平安中期以降の資料では全く用いないが、用いても「上」「下」「云」など少数の特定語に限られるのと比較すると一層判明する。

二、読添え用の訓字は、助動詞（「令」など）・助詞（「而」など）・敬語（「白」など補助用言）・形式用言（「念」など）・形式体言（「物」など）・接続語（「又」など）の辞（又は辞的）の諸品詞に亘つて用いられている。

三、各辞に当る漢字は一定している。これは系統の異なる諸訓点資料を通じて殆ど差がない。即ち「シム」を書記する漢字は諸資料共に「令」のみであつて、「使」「遣」「俾」「教」などは全く用いていない。

四、一の訓字は、一のテニヲハを表すのを原則とする。これは助動詞・助詞・形式体言・接続語では明確である。

五、一のテニヲハに対して二つの異なつた訓字を用いることが、敬語（「白と申」「奉と上」「給と下」「宣と命」）・形式用言（「念と思」「云と言」「在と有」）には見られるが、資料又はその系統によつて、いずれを用いるか定まつている原則が窺われる。例えば、「白」は第一群点・第三群点で、「申」は第二群点・第四群点で用いる等である。

同一の訓字に対して、二つの異なつた訓のある場合は少い（所ラレトコロ）が、これも資料によつて使い分けがあるらしい。

以上の五点を通じてみるに、資料による少異はあるが、大綱としては、読添え用の訓字は、一定の漢字が、一定のテニヲハを表すものとして用いられていることが分る。この訓字の用いられた場が、訓読文という日本語を、書記する言語環境であるのは注意すべきである。

これに対して、中国成立の、外国語としての漢文を訓読する場では、漢字とそれに対する和訓との関係は、相違して来る。漢字の諸種の用法を反映して、一の和訓に対して、二字以上の諸漢字が存し、又、一漢字にも二つ以上の諸訓が存するのである。例えば、使役の「シム」と訓読される漢字には、前田家本色葉字類抄では、
令シム 使 俾 遣 教 垂 造 命已上同
が載せられ、又、觀智院本類聚名義抄でも、

令セシム 俾 使 遣 扈 教

が拾われる。平安初期訓点資料にも、西大寺本金光明最勝王經古点には、

〔令〕 金鼓の妙なる音声を聞くこと得ルには、能ク所求をして皆満足セ令メむ

〔使〕 乃至四海に所有ル土地をも〔亦〕肥〔江〕濃ヒ田疇をも沃ヒ壤〔キ〕常の日ヨリ倍勝してアラ使メむ

〔教〕 呪師い其を教て弘誓の願を発〔サシ〕メヨと用いられており、小川本願經四分律古点にも、

〔令〕 復更相移動〔令〕衆乱内〔乙卷五七頁〕

〔使〕 爲比丘之故使三人 守護不令二人 取〔甲卷一九頁〕

〔教〕 聽作。若自作若教人作 〔乙卷七七頁〕

〔遣〕 遣人除屏 道路〔甲卷三九頁〕

がある。他の資料を加えれば、

〔遣〕 不遣余説〔法華經玄贊平安中期点〕

。曾未聞遣 行 焼指、亦不見令使 焚

身〔南海寄帰内法伝卷四平安後期点〕

遣 着 皮裘 〔白氏文集卷三天永四年点〕

〔教〕 若教三人 聞若自持若教三人 持 〔龍光院藏妙法蓮華經卷六平安後期点〕

〔俾〕 俾三昼 作夜 〔金沢文庫本群書拾要卷三〕

の如く諸漢字があり、一資料の中でも諸字が見られる。一方、同一漢字にも、「シム」の一訓だけでなく、その漢字の用法に依じて諸

訓の存することは、例えば、観智院本類聚名義抄を見ても知られよう。

令ヨシ オホセ カナフ ヲホセ カナフ (僧中二、声点略)

使ツカヒ ツカフ シタカフ ヤル ツカサトル 禾シ タテマツル (仏上三一、声点略)

遣ヤル マグス ツカハス シム セシム サル ヲクル ハナル ユルス (仏上五六、声点略)

これらの訓の中には、再読訓のように平安初期には未成立の訓もあり、資料による相違もあるが、一漢字に一訓だけが対応するものではないことは明らかである。

又、比況の「ゴトシ」と訓読される漢字には、前田家本色葉字類抄には、

如ゴトシ 若 猶 尚 由 令 適 漸 似 類 疏 已 上 同

が載せられる。平安初期訓点資料でも、右の「如・若・猶」などを訓読する他、「比」「等」「喩」「譬」なども訓み、多種の漢字がある。○西大寺本金光明最勝王経古点

〔如〕〔於〕夜ル夢の中に大金鼓の光明晃り燿ルこと、猶し日輪の如クあるを見つ。

〔比〕 其の色は光り燿きて蜂王の比シ

〔等〕 及余の健闘婆と阿蘇羅と緊那羅と莫呼洛伽の等キと

〔猶〕 齒は白キこと齊ク密クして珂と雪との猶シ

〔喩〕 仏の功德を蓮華の喩しと讀し

○大唐三蔵玄奘法師表啓古点

〔如〕 繕写（スルコト） 如（トシ） 別（レカ）

〔若〕 若（ニシ） 聚（ル） 日之放（ヒノハ） 千光（チカウ）

〔壁〕 躬（コトシ） 壁（ヒ） 秋蝨（アキシ）

○觀弥勒上生経贊朱点

〔如〕 如（ニ） 赤白檀香（ニ） 色（シキ） 如意神珠（ニ）

〔等〕 二威（ニ） 儀（ニ） 不（レ） 欠堅守（ニ） 諸戒行（ニ） 自住（ニ） 軌（ニ） 則（ニ） 等（ニ）

〔猶〕 其猶（ニ） 龍馬（ニ） 亦如（ニ） 象王（ニ）

〔若〕 猶若（ニ） 童盤（ニ）

〔類〕 紅暉（ニ） 綺（ニ） 鱗（ニ） 色類（ニ） 赤銅（ニ）

一方、同一漢字にも、「ゴトシ」の一訓だけでなく、その漢字の用法に応じた諸訓も存する。観智院本類聚名義抄には左の訓が載つてゐる。

如（コトシ） モシ カクノコトキ シタカア ムカシ サキ ユク ハカリ
如（タトヒ） ワレ ヒロシ シカモ ナラ イニタリ ニタリ シカルラ ステ
（仏中六、声点略、以下同）

等（ラ） ヒトシ タクヒ （僧上七九）

猶（ナラ） ゴトシ ハカリコト カクノコト ク（仏下本二一八）
ヨル ミチ イフ

若（モシ） シク カクノコト シタカア ワカシ（仏下末二一八）
若（ニタリ） ヨシ タスク ナムトゴトシ

又、助字の「而」は、経伝釈詞に「而者承上之詞、或在句中或在句首其義一也」とある如く、国語の接続語の用を為す上に、順接・逆接の両関係の中に介在して添詞の如く用いられるから、訓読

において、その文意の把握に応じて諸種の訓が存する。

〔テ〕 宝の舟（ウカ）を泛（レ）へて而彼岸（ニ）に登り（ト）（大唐三蔵女裝法師表啓古忠）

〔下モ〕 世尊（ニ）知し（レ）メセレども而（ト）故（ニ）に比丘（ヒ）に問（ヒ）タマフ（小川本願經四分律古忠）

〔モ〕 班（ニ）超（マ）か俟（イ）チシ（ト）而（ト）未（レ）遠（ク）ア（ラ）す（大唐三蔵女裝法師表啓古忠）

〔シカモ〕 魔（クサ）と軍との衆を降して而も法の鼓を撃つ（西大寺本金光明最勝王經古忠）

〔シカシテ〕 大衆を觀察したまふ。而して頌を説（キ）て曰（ク）はク（同右）

〔シカルモノヲ〕 「由」正法をモチテ王を得たり。而ルモノを其の法を行（セ）不（シ）して（同右）

〔シカシナガラ〕 失人王に白し已（リ）て、身を拳（ケ）て而（シ）シカシナガラも地に壁（シ）して（同右）

他の諸字についても、その多少の差はあれ、事情は大同と見られる。即ち、訓読用漢字においては一漢字に対する多訓、一和語に対する多漢字が対応関係に立つのである。

以上の如く見ると、書記用漢字たる訓字と、訓読用漢字とは、同じ訓点資料の中にあり乍ら、一は書かれる漢字とし他は訓まれる漢字として、その目的を異にし、従つて、それぞれの訓の体系を異にすることが判る。では、書記用漢字の訓の体系と訓読用漢字の訓の体系とは如何なる関係にあるのであろうか。

読添え用の訓字における、令（シ）ム、如（シ）ム、而（シ）テなどの一定訓は、いずれも、訓読用漢字として持つ多訓の中に含まれてい

る。例えば、「テ」は「而」字を訓読した「テ」「シカモ」「シカシテ」「ドモ」等々の中の一訓として見られるものである。只、訓字の訓の中には、三・四の説明を要するものがある。

○「雖」は、後世は「イヘドモ」「イフトモ」の訓法が固定し、その目より見るとこの訓は異様に映るが、平安初期には、左の如く、「トモシ」と訓読した例がある。

雖^(トモシ)得^(タマ) 勝菩提^(ニ)而^(テ)不捨^(ス) 本願^(ニ)十輪經元慶七年点

善男子若有衆生^(ル)雖^(ハ)於^(テ)大乘^(ニ)未^(ダ)能^(ス)修習^(ス) 光明最勝王經古点

○「及」を「及」と訓読するのは平安中期以降の新訓法であつて、語と語の並列には、並列助詞「ト」に訓するのが、平安初期の訓法である。

小大无量作^(ト)及^(ト)不作善惡無記^(ト) 品類中^(ニ)十輪經元慶点

○「乍」。「ツツ」は非訓読語とされるが、これは、平安中期以降の訓点資料に基く結果である。しかし、平安初期には、諸資料に

広く用いられており、「乍」字の訓に定着する可能性がある。後述の如く、続日本紀宣命や、法隆寺伽藍縁起にも「毎年法華維摩勝鬘經^(平)說^(平)佛御法^(平)万代^(平)流伝令^(平)」(寧樂遺文)と見られるものである。平安中期以降、和化漢文では「乍」の訓として用いられるが、

只^(ナ)作^(ラ)立^(カ)負^(マ) 而^(カ)還^(ヘ) 於^(ニ)本土^(ニ) 楊守敏旧藏将門記

これは、訓読語として、「ツツ」が平安中期以降に用いられなくなつたことと関係する問題である。

○「耳」「也」。「耳」は、平安中期以降、「マクノミ」「ラクノミ」の訓法が成立するが、平安初期には、不読も多く、又、文意を取つて、直前に「クノミ」と読添える訓法もある。

諸仏如来時^(ノ)乃説^(ク) 優曇鉢華時^(ノ)

一 現^(ル)「耳」(山田本妙法蓮華經方便品古点)

「也」も平安時代の訓法では不読が多いが、文意を取つて、「ナリ」と読添える訓法も多く、訓字としては恐らくこの訓法が、「也」字に借用されたものであらう。

○「許」。原漢文の「許」字を「バカリ」と訓読した例は、左の如くである。

点故仏舍利無^(キ) 如^(シ)芥子^(ノ)許^(リ) 西大寺本金光明最勝王經古点

これらは、訓読における漢字の訓の一つが、訓字が表す訓と関係のあることを示している。さすれば書記用漢字としての訓字は、訓読における漢字の諸訓の中から、一つの特定訓を取出し、或いは流用して訓の対応関係を成立させ、これに基いて、書記する場合における漢字使用の習慣を作つて行つたものと考えられるのである。

訓字に採用された、漢字とその特定訓とが如何なる理由によつて選ばれたかは、難問題であるが、試みに推察するならば、比較的多くの資料に亘り、屢々用いられる漢字が選ばれ、更にその漢字は、比較的画数の少い字体であることが一条件とされて自ら定まり、

又、その漢字の普通に類用される訓法の中、読添えの訓字の場合には、テニヲハの訓が定着し或いは流用されたものではあるまいか。

三、上代における書記用漢字の基盤

平安初期の訓点資料における、右のような訓字は、単に、訓読を記入する一方式として、訓点の世界で工夫され、その世界に使用されただけのものではあるか。或いは上代から書記用漢字の体系が存しており、それが平安初期の訓字にも現れたものであろうか。この問題を解くために、この節では、奈良時代の文献を資料として、二つの方法により考える。

第一は、書記用漢字は、既述の如く、一字一訓を原則とするから、訓読においては「令」「使」「遣」「俾」の如く、一和訓に、二つ以上の漢字が存しても、書記用漢字の体系では、「令」の訓が、成立せば、他の「使」「遣」などは、それぞれ他の異なつた訓を書記する漢字として用いる筈である。このような訓読用漢字における同訓異字の用法を、対象文献に探る方法である。第二は、平安初期訓点資料における読添え用の訓字と、同字で同じ用法の漢字の有無を求める方法である。

奈良時代の文献には諸種があるが、漢字で日本語の文章を綴つた中、正式漢文の格によらずに、日本語の文章に近づけて書いた文献に、書記用漢字の訓の体系を窺ひ易い。これらの中から、この節では、それぞれ代表として次の三文獻を取上げる。

(一)漢字の訓を用いて国語の語順に従つて書記した文章——続日本紀

宣命

(一)漢字の訓を利用して和歌を書記したもの——万葉集の訓仮名
(二)漢字の訓を背景として、和化漢文を書記したもの——古事記
これらについて、右の二方法を用いて検討する。

奈良時代には、訓点記入のことはなかつたが、漢文を訓読することは存したと考えられ、訓読の場で生じ屢々用いられる用語も存し、それが続日本紀宣命や万葉集の特定歌人の歌の用語に指摘されることは別に説いた所である。^(注13)

I 同訓異字による方法

(1)使役を表す漢字の用法

前節に述べた如く、使役の「シム」の訓を持つ漢字は色葉字類抄には「令・使・俾・遣・教・垂・造・命」の八字が載せられ、その中、前の五字は訓点資料にも見られた。奈良時代の三文獻では、共に「令」「使」「遣」の三字が用いられるのみであり、しかも、この三字はそれ／＼用法を異にしており、従つて、訓も異なると考えられる。^(注12)

○続日本紀宣命

〔令〕1、此官^平授不給止^上令知^流事不得(二十六詔)

2、此王^平令供奉^賜賜(十詔)

3、人^平不令侮^不令穢^治治賜^部止(十三詔)

4、朝廷^乃御奴^之奉仕^之宣^亦依^天(三十五詔)

この種の「令」は七例を数える。いずれも、動詞「知」「仕奉」

「侮」「穢」などの上にあつて、助動詞として用いる用法である。その訓は、(1)の「令知^詔」の活用語尾「ル」と(4)の仮名書例とから、「令」であつたと考えられる。

〔使〕 5、三関^天使^平遣^天竊^七関^平閉^二乃^国軍^七兵^平乞^兵発^武之^八詔^〇

6、依此^且使^次止^遣物^留 (五十六詔)

7、遣^唐国^使人^詔大^命乎^〇 (五十六詔)

右の「使」は、体言として用いている。詔詞解では「ツカヒ」と訓じている。

〔遣〕 8、内兵^止心中^古止^政遣^須 (十三詔)

9、本^上利^朝使^其国^遣之^〇 (五十六詔)

10、今始^遣物^{不在} (五十六詔)

11、諸^氏人^等乎^進都^可方^須己^理乃^如毛^{不在}阿^利 (二十八詔)

「遣は」いずれも、使役動詞として、「第三者を行かせる」意に用いており、8・9の活用語尾「遣須」「遣之」と11の仮名書の例からみて、「ツカハス」の訓を持つ漢字として使用されたと考えられる。

この三字は、統日本紀宣命において、「令」が助動詞「シム」の訓、「使」は体言「ツカヒ」の訓、「遣」は使役動詞「ツカハス」の訓を、それぞれ表す漢字として使い分ける原則が窺われる。但し、特定の熟語の構成語としては、「召右大臣而天下^尔号^令使^為乎^〇」

(十九詔)、「令文^〇」(二詔)の如く用いられることもある。又十九詔の「使」を傍訓の如く読めば唯一の例外となるが、右の原則に照し

て「使」のような体言としての読み方も考慮する余地がある。

○万葉集の訓仮名

〔令〕 12、白玉乎手者不纏^尔匣^耳置^有之人^曾王^令泳^流 (巻七ノ二三)

(二五)

13、吾^爾之^於美^尔言^而令^落雪^之摧^之 (巻二ノ二〇四)

「令」は動詞「泳」「落」などの上にあつて、すべて使役の助動詞としての用法である。その訓は、12の活用語尾「令泳流」と、仮名書の「山人乃和礼尔依志米之」(巻二ノ四二九三)などにより、十七例が「シム」と見られる。

〔使〕 14、玉梓^之使^乎谷^毛待^八金^手六^〇 (巻十二ノ三〇三)

15、君^之使^乎片^待香^光 (巻十ノ一九〇〇)

16、伎美我^都可^比乎^可多^麻知^我底^良 (巻十八ノ四〇四)

17、大殿乎都可倍奉而殿^隠、座者朝者召而使、夕者召而使、

遣^之舍^人之^子等^者 (巻十三ノ三三二六)

「使」は体言として用いた例が殆どで三十二例を数える。他に動詞として用いた17の二例がある。計三十四例が和歌の訓仮名として用いられている。体言の用法の訓は、16の仮名書より「ツカヒ」と見られる。動詞の二例は、万葉集大成索引篇では「使」(「シ」は敬語)、日本古典文学大系本では「召して使ヒ」と読んでいる。

〔遣〕 18、伴部乎班遣^之 (巻六ノ九七二)

19、直渡日入国所遣^之、和我勢能君乎 (巻十九ノ四二四五)

20、王之不遣^尔情^進尔^行之^荒雄^良 (巻十六ノ三八六〇)

21、唐能遠境尔都加播佐礼 (巻五ノ八九四)

「遣」は、使役動詞としては五例が「第三者を行かせる」意に用いており、18の活用語尾「遣之」と21の仮名書の例から「ツカハス」の訓を持つ漢字として使用されたと考えられる。

万葉集においては、「令」が助動詞、「使」は体言、又はその動詞、「遣」は使役動詞として用法の別があり、その訓は、「令」には、和歌として使役動詞の語尾の訓もあるが、助動詞「シム」の訓としての用法があり、又「使」は「ツカヒ」「ツカフ」の訓、「遣」は使役動詞としては「ツカハス」の訓を表す漢字として用いる用字法のあることが分る。

○古事記

〔令〕22、遣使_レ者_レ令_レ告_レ字_レ遲能和紀郎子（卷中六十三ウ6）

23、思金神_レ令_レ思_レ而集_レ常世長鳴鳥_レ令_レ鳴_レ而（卷上十九ウ23）

24、於_レ其八雷神_レ副_レ千五百之黄泉軍_レ令_レ追（卷上十オ6）

〔令〕は八十例、いづれも、動詞の上にあつて、使役の助動詞として用いる。

〔使〕25、天神御子_レ之使_レ（卷中五オ6）

26、神之使者_レ（卷中四十四オ8）

27、雉之頓使_レ（卷上四十一ウ7）

28、其使_レ（卷中五オ1）

29、天皇聞_レ看_レ髪長比売其顔容麗美_レ將使_レ而（卷中五十九ウ9）

30、天皇所_レ使_レ之妾者（卷下二ウ7）

31、天照大御神高木神之命以問使_レ之（卷上四十四オ3）

「使」は体言として用いた十二例と、その動詞として用いた十三例がある。但し、巻中に一例左の例外がある。

天神御子自_レ此於_レ奥方_レ莫_レ使_レ入_レ幸_レ荒神甚多（卷中四オ2）

古事記伝は「ナイリマシソ」と訓み「使字は若くは使の誤にもあらむか」としている。

〔遣〕32、遣_レ子母都志許売_レ令_レ追（卷上九ウ9）

33、又日子坐王者遣_レ旦波国_レ令_レ殺_レ玖賀耳之御笠（卷中二十四オ3）

34、即遣_レ人_レ令_レ燒_レ其家_レ之時（卷下二十六ウ5）

35、遣_レ人_レ於_レ三太浦_レ追下而自_レ步_レ追去（卷下三オ7）

「遣」は二十二例、すべて、使役動詞として、第三者を行かせる意に用いられている。就中、「遣_レ某_レ令_レ動詞」の構文が半数近くある。残りも「返遣」「撃遣」「平遣」「速遣」「賜遣」の複合動詞の使役動詞として用いた例が目立つ。

古事記でも、使役を表す漢字として右の三字が用いられ、その用法は例22の「遣_レ使者_レ令_レ告_レ」が示すように、それぞれに使い分けが認められる。しかも、その使い分けは、続日本紀宣命・万葉集の訓仮名の用法と全く一致しているのである。現行古事記の訓読文では、三字それぞれに、種々の訓法が試みられている。

(2)比況を表す漢字の用法

前節に述べた如く、比況の「ゴトシ」の訓を持つ漢字は色葉字類抄には「如・若・猶・尚・由・令・適・漸・似・類・誦」の十一字が載せられ、この中の「如・若・猶・類」などの四字やその他の漢

字をゴトシと訓読した例が、訓点資料にも見られた。奈良時代の統紀宣命・万葉集の訓仮名・古事記の三文献では、共に「如」「等」「猶」「若」の四字が用いられるのみであり、しかもこの四字は、やはり、それ／＼用法を異にしており、従つて、訓も異なると考えられる。

○統日本紀宣命

〔如〕 1、本忌可如久不忌天之(三十八詔)

2、朕所念之在何如久(四十四詔)

3、理乃如毛不在都(二十八詔)

4、斗卑等乃仇能言言期等(二十七詔)

5、是以汝等母今日詔大命等(十一詔)

〔如〕は、AをBに比べなぞらえる用法として用いる。その訓は1 2の活用語尾と4の仮名書の例とから「ゴトク」であつたと考えられ、5のようにその語幹のみの訓もあつたであらう。

〔等〕 6、久奈多夫礼麻度比奈良麻呂古麻呂等伊逆党平伊射奈比率而

(中略)久奈多夫礼良所註誤百姓京土履年事穢弥(十九詔)

7、親王等大臣等乃子等始而(十詔)

8、親王知臣知百官能人等(三十八詔)

9、然此家乃子(二十五詔)

10、汝等(五詔) 11、汝乃祖乃云来久(十三詔)

〔等〕は、用言「等」(七詔)として用いる外は、多く、体言に附く

接尾語として、特に人物を示す体言の下に用いられる。その訓は、6の「久奈多夫礼良」により「等」、7 10と8 11により「等」、複製には「等」と接尾語であつたと見られる。

〔猶〕 12、猶之法乎興隆外流(四十一詔)

13、猶天乃由流之(天授格人方在良年念天(三十一詔))

この種の「猶」は十三例数えられが、いずれも副詞として用いられている。その訓は、12の「猶之」及び、「直念」に宛てた「大新嘗乃猶良比乃」(三十八詔)とから「猶」であつたと考えられる。

〔若〕 14、若如此有年人乎(我教論訓直巨各各已我祖乃門不滅弥高許仕奉(五十九詔))

この一例があるが、「若」は、仮設の副詞として「有ラム人ヲバ」を導く用法に用いられている。この仮設の副詞「若」は平安初期訓点資料の、

若し法の如ク洗浴(セ)むと染(ハ)む時には、壇場を作(ラ)むこと
方に八肘す応し(西大寺本金光明最勝王経古点)

若有(ラ)むヒトは是の経を聞き…供養を設(ケ)ヨ(同右)

の如き訓法と共通しており、この「若し」や、成実論天長点の「若」の訓によつて、「モシ」と訓まれたと考えられる。

統日本紀宣命における、比況を表す漢字に因する四字は、「如」が助動詞「ゴトシ」の訓、「等」は接尾語としてそれぞれ「ラ・タチ・ドモ」の訓、「猶」は副詞「ナホ」の訓、「若」は仮設の副詞「モシ」の訓を、表す漢字として使い分ける原則が窺われる。

○万葉集の訓仮名

〔如〕15、汝乎見者昔人乎相見如之(卷三ノ三〇九)

16、餒鬼之後尔額如(卷四ノ六〇八)

17、如是将若異子等丹(卷十六ノ三七九三)

18、布久可是能美延奴我其登久(卷十五ノ三六二五)

19、可久乃其等伎美乎見麻久波(卷二十ノ四三〇四)

比況の用法としての「如」は、15の活用語尾と18の仮名書例とから「如^レであつたと考えられ、又1719からその語幹のみの訓もあつたと見られる。

〔等〕20、憶良等者(卷三ノ三三七)

21、法師等之賢乃刺枕(卷十六ノ三八四六)

22、諸能大御神等(卷五ノ八九四)

23、伊波敵神多智(卷十九ノ四二四〇)

24、妻子等波(卷五ノ八九二)

25、妻子等母波(卷五ノ八九二)

「等」は用言「同等不有尔」(卷七ノ二三三二)の外は、人・神に関する体言に附く接尾語として用いられている。その訓は、「吾等」「吾等」の外は、2021のような「等」、22のような「等」、24のような「等」に用いられる。

〔猶〕26、水鳥之浮宿也応為猶哉可榜(卷七ノ二三三五)

27、鬼之志許草猶恋尔家利(卷十二ノ三〇六二)

この種の「猶」は十一例数えられるが、いずれも副詞として用いられている。その訓は「猶」と見られる。

〔若〕28、君之往若久尔有婆(卷十九ノ四二三八)

29、若人見而解披見鴨(卷十六ノ三八六八)

体言(ワカ)、用言以外には、「若」は右の如く、仮設又は疑問推量の副詞として用いられる。28は仮設で、29は疑問推量である。今日普通には28を「モシ」、29は「ケダシ」と訓ずる。「ケダシ」の方は、外に「若君香跡」(卷十一ノ二六五三)、「若雲」(卷十二ノ二九二九)がある。「若」の一例は、守大伴家持が正税帳を以つて上洛する判官久米広繩に贈つた歌で、漢文訓読語の影響が考えられるものである。
万葉集においても、四字の用法には、続日本紀宣命で窺い得た使用上の原則が、含まれていることが判る。

○古事記

〔如〕30、次国稚如浮脂二而(卷上一オ五)

31、此二神名亦以音如上(卷上一ウ九)

「如」は、「如何」などの外、比況の助動詞として用いられている。30は、「而(テ)」に続く点から、「ナス」や「ゴト」ではなく、「ゴトク」の訓であつたと考えられる。

〔等〕32、阿曇連等之祖神(卷上十三オ五)

33、汝等(卷上十二オ八)

34、其風子等(卷上二十九オ四)

「等」は、用言の外は、人に関する体言に附く接尾語として用いられている。その訓は、32「等」、33「タチ」、34「ドモ」と訓まれて来ている。

〔猶〕35、子不良猶宜白天神之御所(卷上三ウ二)

36、所忘其地「御刀不失猶有」(卷中四十四ウ9)

「猶」は十七例すべて、副詞として用いられている。

〔若〕 37、若不待取者必將殺汝云(卷上二十七オ7)

38、若此御子矣天皇之御子所思看者可治賜(卷中二十九ウ8)

39、若亦非此神者必遺(卷上四十三ウ2)

40、若渡海中一時無令惶惶(卷上五十六オ9)

41、若人有門外哉(卷上五十四オ9)

42、若有取此鉤魚乎(卷上五十五オ9)

「若」は、「若雷」「若比壳」などの体言の外は、すべて仮設又は疑問推量の副詞として用いられる。仮設は37、40の例ですべて十四例、疑問推量は41、42の例ですべて十一例がある。疑問推量は全例が会話文であり、文末に「哉」と呼応する例二例、「乎」と呼応する例七例であり、「若疑有如此大命故」と「故」に続く二例となる。又、仮設は、「若有急事」(卷中四十四ウ8)以外は、「若一者」の構文が十二例、「若一時」が一例であり、仮設の用法は、平安初期訓点資料の用法に通ずる。

古事記でも比況に関する漢字として、同じ四字が用いられ、その用法は、「如」が比況の助動詞、「等」が接尾語、「猶」が副詞、「若」が仮設又は疑問推量の副詞として、統日本紀宣命や万葉集の訓仮名の用法に窺われたと同じ、用法の別が認められる。

以上の如く、使役と比況とに関する虚字の用法は、三本はば共通する所が認められる。その使い分けに対応する訓は、万葉集の訓仮

名のように、この資料の用字法の多元性を反映して、同種の用法でも一訓だけでなく、別訓も存するが、宣命のように各漢字が「令」「使」「遣」「如」「等」「猶」「若」のように一定訓を前提としたものもあり、万葉集の訓仮名にも、これは含まれて存するものであり、古事記においても同用法が指摘される所から、むしろ現行諸訓を整理する要を覚えるのである。

上代の三文献に、共通点を持つこれらの漢字の訓とそれを前提とした漢字の用法は、三文献の文章の性格が異なっても、皆、書記用漢字として一定の用字体系をその基盤に持つていたことを推定せしめるものである。してみると、平安初期訓点資料の訓字も、同じ書記用漢字の体系に属するものであろうか。ここに上代三文献と訓字との関係を考えねばならない。先に読添え用の訓字において、使役には「令」字が「シム」の訓を表す訓字として用いられ、比況には「如」字が「ゴトシ」の訓を表す訓字として用いられることを指摘したが、訓字では、「シム」は「令」字のみ、「ゴトシ」は「如」字のみであつて、他の「使」「遣」や「等」「猶」「若」を全く用いず、しかも、「令」や「如」が、上代三文献における同字の助動詞としての訓と用法とに一致することは、訓字が上代三文献と同じ書記用漢字の体系にあることを予想させる。平安初期訓点資料の訓字は、前節では、読添え用の訓字を対象としたために、テニヲハに当る「令」「如」の使用例が浮び上つたのであるが、訓字が上代三文献と同じ書記用漢字の体系にあるならば、単に読添え用の訓字だけでなく、広く訓字一般について、上代三文献における同種の用

法が指摘されなければならない。そこで第二節で除外した、訓字の第一の場合、即ち原漢文の漢字と、その訓を表す為に注記された漢字とに対応関係のある場合にも、目を注ぐと次下の如き用字が認められる。

〔如〕 其の色は光り輝きて蜂王の比如也し (西大寺本金光明最勝王經古点)

遙カ如也にして遠き人を呪して能く悩(マ)令(ム)るカ若如也し (百論天安点)

其(シ)虚空ノ若如也し (金剛般若經贊述仁和点)

〔猶〕 猛く勵ヲて真空ニ抗シ論セむと欲フとと雖(モ)、由由也、所依無(キ)をもちて言を措(ク)に何(ノ)の寄(ル)ことかあらむ (百論釈論承和八年点)

〔若〕 是(ノ)如(キ)所言は為シ何(ノ)の義カ有(ル) (同右)

此(ノ)魚は頭數ヲ為シ幾ノか有(ル) (西大寺本金光明最勝王經古点)

「頗若也シ法師の名は宝積といふが、功德成就して衆生を化する有りヤ」といひキ (同右)

如し刀をもちて身を割る、是の時には悩を生ず(百論天安点)

これはその訓字で注記された漢字を、それぞれ「如」「猶」「若」と訓むことを示すものである。これが諸資料に共通して同字を用いており、しかもその漢字と、その訓とが、上代の三文獻における、各字の用法と訓とに全く一致しているのである。

因みに訓字は、諸資料に通じて、同字を同訓として用いている。
〔名(ナ)〕 声名を飛ハはし (玄奘表啓古点)

稱セウを受(ケ)たり (法華義疏長保点)

〔汝(ナムズ)〕 若汝也此の義を了すべシ (西大寺本金光明最勝王經古点)

〔由(ヨル)〕 有漏と「及」有取とに縁由りて (地藏十輪經元慶七年点)

又、第二節で読添え用の訓字として表覽した漢字が、原漢文の漢字の訓を示す為にも、同じ訓で注記せられている。

〔所(トコロ)〕 仏所也の上所也に散ク (西大寺本金光明最勝王經古点)

〔又(マツ)〕 或能又也と無能又也とは (百論釈論承和八年点)

四(ノ)或堅木又也を用(キル)コトヲ明(ス) (同右)

波白点離知ラ不又也して乍又也定情無(シ)と謂 (觀彌勒上生經贊)

〔為(ス)〕 皆濟拔ト撰受トせむト擬ト (金剛般若經贊述仁和点)

さすれば、訓字は、書記用漢字として体系を持つたものであり、しかも上代のそれと同じ基盤にあると考えられるのである。

II 読添え用の訓字と上代三文獻との比較
訓字の「如」「猶」「若」が、上代三文獻における同字の用法と訓とに一致することが判明したならば、他の訓字についても、検討する要がある。今、第二節の第一表に掲げた訓字について、上代文獻で同じ用法と訓の有無を調べると、例えば以下の如く一致するも

のが多いことが判明する。

○統日本紀宣命

〔耳〕此取不在、天皇朝乎暫之間母罷出而休息安布事無（五十一詔）

〔而〕改養老八年為神龜元年而（五詔）

高天原尔事波自米而（五詔）

〔乎〕此乃食国天下政乎行賜敷賜作仕奉賜間尔（六詔）

〔奉〕相宇豆奈奉佐枳波率利（十三詔）

〔給〕淨心乎以天奉侍止將命、召都流敕比於保世給御命乎（四十五詔）

〔念〕衆人乎伊謝奈率仕奉心被禍息且善成危變且全乎等念且仕奉間尔（十三詔）

〔云〕是故先乃賢人云天在久、体方仄止共尔地尔埋利奴名被烟止共尔天尔昇止云利（四十五詔）

〔成〕雖然多比重且宣久、吾加久不申成奈（二十五詔）

〔為〕加蘇昆奪將盜止為而（十九詔）

〔物〕如是在乎人等被朕必天翔給天見行退給比捨給比岐良比給乎物且（四十五詔）

〔事〕私父母兄弟尔及事得乎（二十五詔）

〔所〕天乃不授所乎得天在人方（三十一詔）

〔以〕人乎伊射奈比惡久穢心乎以天逆尔在謀乎起（四十五詔）

○〔作〕は、「佐備喜浦都間尔」（四十二詔）の構文を参照し、そ

の仮名書の例によつて訓んだ。

○「而」は、拳例の外にも、「阿奈奈比奉輔佐奉乎事尔依而志」（三詔）の如く助詞の附いた例もあり、統紀宣命でも「而」に用いている。但し、一例、「年久重敷、而嘉政類闕且天下不得治成」（五九詔）と文頭に置き、「而」と訓んだ例がある。

○「也」「歎」「者」は例が拾えなかつた。「許」は「モト」の訓に用いる。

○外に「応」「所（活用語）」「賜」「亦・復」も見られる。

右の如く、統日本紀宣命にも、平安初期訓点資料の説添え用の訓字と、同字で同用法の、しかも同訓の虚字等が指摘される。

○万葉集の訓仮名

〔耳〕世間者如此取奈良之（卷三ノ四七八）

〔而〕信濃乃真弓不引為而（卷二ノ九七七）

〔雖〕不知友縦、雖不知、吾之知有者不知友任意（卷六ノ二〇二八）

〔作〕万段願為作玉梓乃道行晚（卷二ノ七九）

〔許〕如此許恋乍不有者（卷二ノ八六）

〔歎〕浜之沙毛吾恋二豈不益歎（卷四ノ五九六）

〔奉〕大殿乎都可倍奉而（卷十三ノ三三三三）

〔給〕今日毛鴨問給麻思（卷二ノ二五九）

〔念〕天地与共久住波牟等念而有師（卷四ノ五七八）

〔云〕伊等乃伎提短物乎端伎流等云之如（卷五ノ八九二）

〔成〕使母不所見成奴礼姿（卷四ノ六一九）

〔為〕信濃乃真弓不引為而弦作留事乎知跡言莫君二(卷二ノ九七)

〔物〕何為而恋止物序(卷十三ノ三三〇六)

〔事〕常滑乃絶朝無久(卷一ノ三七)

〔以〕夕衛占問石ト以而吾屋戸尔御諸手立而(卷三ノ四二〇)

〔又〕葛花、瞿麥之花、姫部志又藤袴朝白之花(卷八ノ一五三八)

○「而」は「シテ」、「雖」は「ドモ・ド」、「成」は「ナシ(如)」の訓もある。

○「白」、「申」は、「内等白世」(卷十一ノ三三五〇)、「女餓鬼申久」(卷十六ノ三八四〇)の如く動詞の例のみである。「所」も「跡所」(卷七ノ二二六七)の場所を示す用法である。

○「也」は使用例があるが、「伊布可思美為也」(卷十二ノ三二〇六)の如く不読で、「ナリ」の訓を見ない。「者」と同用法に

当る助字の用法は「独子尔有之苦者」(卷六ノ一〇〇七)等があるが、万葉集では不読である。「及」「宣」「命」の例は拾えるが、

ない。

○外に「応」「所(活用語)」「賜」「亦・復」も見られる。

万葉集といえ、直ちに戯訓が浮ぶように、その用字法は多種である上に、特定中国文献からの影響や憶良のような個人の用字意識に

基く用法もあり、韻文の表記という特殊性も加わつて、一律単純には行かないが、それらの変易の背景に、基本的な書記用漢字の姿が

窺われ、その大部分が、訓字のそれと共通するのは注意される。

○古事記
〔耳〕唯遺麻者三勾耳(卷中十三ウ4)

〔而〕天照大御神者登賀米受而告(卷上十八ウ6)

〔乍〕吾踏其上走乍読度(卷上二十六オ8)

〔歎〕孰愛夫乎兄歎(卷中二十八ウ2)

〔及〕亦箸及比羅伝多作(卷中五十一ウ3)

〔白〕故參向頭白(卷中五オ8)

〔申〕專所顯申之汝送率(卷上四十九ウ9)

〔命〕既忘先所命之事(卷下二十八オ7)

〔云〕亦云其追斯伎斯而号道敷大神(卷上十一オ3)

〔為〕驚乃為將殺立云志美美之時(卷中十一ウ5)

〔物〕宇多巨物云王子(卷下二十五オ9)

〔所〕於是不知所出之間(卷上二十八ウ9)

〔事〕有二応白事(卷下三十三オ4)

〔故〕僕者欲罷此国根之堅洲国故哭(卷上十四ウ6)

〔以〕先以其御刀苜撥草以其火打而打出火(卷中四十一オ9)

〔者〕詔太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命今平訖葦原中国之白故
随言依賜降坐而知看(卷上四十七オ4)(真福寺本「者」)

○「而」について、石塚晴通氏は、古事記の五五四例の用法を検討され、五四七例までが順説でテ・シテ、逆説的用法の場合も

「テモ」の表現とみれば、「而字とテ・シテとは結びついてゐる」とされ、又、西宮一民氏も「古事記ではすべてテと訓むべき字として用ゐられてゐる」とされる。

○「如」を西宮氏は、「ゴトシ」と訓むことを説かれる。

○「乍」が「ツツ」と訓まれ、仮字と同様に用いられることは、

「者」と共に、三矢重松博士の説がある。(注25)

○「及」は、殆ど「体言＋及＋体言」の用字法であり、平安初期訓点資料で、「作及不作」のように並列助詞「及」に訓むのと通ずる。

○「者」について、青木孝氏は、古事記の古写本では「者」であつたものを、延佳本を境として「看」字に改められたが、「者」が正しいことを検討され、これは推古朝遺文・紀・万葉集の注、風土記、正倉院文書以下古文書記録における引用形式の「者」と同用法であり、その源は六朝から唐にかけての官符の通行文にあるとされた。(注27) 御巫本には「者」の訓がある。

○「給」は「亦給糧地」(下十五ウ5)の如く動詞の用法で、敬語の補助動詞としては「賜」が用いられる。

○「事」が活用語を受けて、「スル事アリ(ナシ)」と用いられるのは挙例の一例のみであり、「物」も活用語を受けた形式体言の用法は見ない。

○「也」は「十二神者因脱著身之物所生神也」の如く用いられるが、その訓法については「耳」と同様に、諸説がある。

古事記もその成立に複層が考えられ、用字法も序文の示す如く単純ではなく、その訓み方も諸種があるが、右掲の諸字には、正格漢文とは異なつた用法と、訓読を前提として一定の訓を措定し得るものが少なくない。三矢重松博士は前掲書で「一字一訓或は数訓に固定せむとする傾きは見え初めながら」とし、「棉化人の末なる文部・

史部の人々、又は僧侶たちの常用文字が、かゝる傾向を導き出でけむ」と説かれた。

読添え用の訓字と同じ用字が、上代三文獻に有るか否かについて表覽すると(次頁)第二表の如くなる。

これらは、資料の性格の差により、一部に出入があり、用法に多少異も含まれるが、共通の用字習慣が読み取られ、それがこの種の書記用漢字の基層にあることが推定せられる。

四、書記用漢字の、上代三文獻間の異同

読添え用の訓字は、平安初期訓点資料から帰納した所では、四十字程であるが、各字が国語の文法機能を担うテニラハの表語文字として、分掌されており、又「如」、「猶」、「若」の訓字が収約的に語る如く、それら独自の訓の体系を持つているとすれば、更に多くの漢字についても同趣の事柄を示す筈である。それは副詞や接続語や他のテニラハに対応する助字、更には、体言・用言にも及ばねばならないが、ここでは、先ず、その幾つかについて、指摘し、併せて問題点に言及する。

「都」は訓点には「スベテ・コトゴトク・カツテ」の訓があるが、三文獻では「都天無」(統紀宣命)の如く、皆否定を強める副詞として用いられ、その訓も「カツテ」と見られる(万葉集も「花野見都毛不知」(六七五)は少くともこの訓であろう)。大坪併治博士は奈良時代の文献が否定に限られていることに注目され、「わが国における特殊な用字法であり、訓読を前提としたものと見るべきであらう」(注28)

第二表 読添え用の訓字と上代三文献の用字との比較一覽

下給上奉坐申白及歎許乍雖而耳所也可如令	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="789 135 834 231">説文</td> <td data-bbox="834 135 909 231">添え用の訓字</td> </tr> </table>	説文	添え用の訓字
説文	添え用の訓字		
○ ○○○○ ○○○○ ○○	統紀宣命		
○ ○○○○ ○○○○○○ 不説 ○○○	万葉集訓仮名		
○ ○○○○○○ ○○○○○○ 不説 ○○○	古事記		
於者故又以方事所人時物為成在有言云思念命宣	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="789 446 834 550">説文</td> <td data-bbox="834 446 909 550">添え用の訓字</td> </tr> </table>	説文	添え用の訓字
説文	添え用の訓字		
○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	統紀宣命		
○ 不説 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	万葉集訓仮名		
○○	古事記		

とされた。これが中国の俗語文の影響であるにせよ「コトゴト(ク)」「の訓の用法に用いないのは注意される。「コトゴト(ク)」「の意は統紀宣命では「悉」が用いられ(一例「威」があるが、ミナ等の訓か)、「尽」は動詞「酬」事難之(二五詔)に用いる。古事記でも副詞「悉」と動詞「尽」との使い分けは同傾向にある。只、万葉集では、「悉」(コトゴト)の外に、「尽」(ハハル)の存するのは、この資料の多元性によるものであろう。

「当」は、統紀宣命では、「御世(ホノヨ)当(ト)」と動詞に用い、「ハシ」は既述の「可」と「応」で表される。古事記でもほぼ同傾向が窺われ、万葉集でも「ハシ」には全く用いず、「アタリ」(辺の意)の借訓に用いている。

三文献ともに「而」が「テ」に用いられるのと、相補的に、「然」は、統紀宣命では、「然(ハ)乃(ハ)味不在」(三詔)、「然(ハ)乃(ハ)毛」(七詔)、「然(ハ)乃(ハ)流物乎」(四十三詔)など「シカ」の訓に用いており、万葉集でも古事記でも同趣である。

「則」が、宣命の「智識寺(チシキ)坐(イ)慮(リ)舎(カ)那(ニ)仏(ブツ)禮(レイ)奉(ホウ)天(テン)則(ノチ)」(十五詔)以外には、三文献に用いられないのも、消極的な意味で、共通の基盤を感ずる。これに対して、「ハ」「バ」には「者」を用いることが三文献に共通して見られる。又、三文献の「甚」も、平安初期訓点資料の訓字「太(ヒ)実(セ)に過(キ)たる故に」(百論天安点)と共通の用法であらう。

これらは三文献の共通性という観点から眺めたが、それは、各文献毎の用字体系の中に位置づけられねばならず、同字異訓や異字同

訓問題がその多少の検討と共に追究されねばならない。そこには、各資料の特性の差も当然考慮しなければならない。

以上のような書記用漢字の実態は、その背景に、個々の漢字の訓だけでなく、文章としての漢文の訓読がなければならぬ。とすれば、その背景となつた訓読の世界に、漢籍と仏典というような訓読体系の異なりが存すれば、その訓読体系のいずれに拠るかに従つて、同一漢字でも、担つている「訓」に相違が現れて来る筈である。(1)「欲」の訓の相違

万葉集では、「欲」を「ホリス」の訓として用いる。

聞人之視卷欲為(卷六ノ一〇六一)

短命乎長欲為流(卷六ノ九七五)

「為」に統いていふことと、直前に「マク」(卷「」があることで知られる。この外「欲」の訓例もあるが、「オモフ」の訓は一例も見当らない。統紀宣命でも、

人子乃去禍蒙福麻欲為事波(二十五詔)(六十一詔)

太子乎立止念(須知七不在(三十三詔))

と「ホリス」の訓として用い、「オモフ」の訓は「必得^{天牟}念^天」(四十五詔)の字で表される。これに対して、古事記では、「為」に続く例は無く、無論、「マク」もなく「ホリス」の確例はない。諸本、「ムト」オモフ(敬語オモホス)、「ム」に読んでいる。

饑欲^{オホキ}往^{イカサ}妣国^{イカサ}以(卷上十五ウ八)

故尔八十神怒欲^{イカサ}殺^{イカサ}大穴牟遲神共議而(卷上二十七オ五)

同じ字であり乍ら、一は「ホリス」の訓を表し、他は、「オモフ」「ム」の訓を表す原因はどこにあるのか。「欲」を「マクホリス」と「ムトオモフ」に訓分ける事実を求めると、平安・鎌倉時代の漢文訓読で、博士家の漢籍読では「マク欲」と訓み、僧侶の仏典の訓読では「ムト欲」と峻別する事象がある。^(注29)漢籍読と仏典の訓読では体系的な相違があり、その中には、平安中期以降の訓読の変遷による新古を反映して生じた相違もあるが、平安初期以前から既に存したと考えられるものもあり、「欲」の訓分けはその一であろう。それは、訓読の場における、大学寮と寺院という相違が、律令制の下にあつた奈良時代には存したと関係しよう。

(2)「将」の訓の相違

万葉集では、「将」はすべて、「射都流矢乎後将^{見人者語継金}」(卷三ノ三六四)の如く、「ム」と訓む。統紀宣命でも「ム」と訓むことは、「一人母将^止所念^波」(十六詔)、「加蘇^奉将^止為而」(十九詔)で知られよう。これに対して、古事記では、「欲」を「ム」に用いており、「将」は多くが「ムトス」と訓まれる用法である。

今将^下地時吾云(卷上二十六ウ一)

虚空津日高為^将出幸上国(卷上二十六オ五)

「将」と「欲」とは、意味・用法に近い所があるから、「将」も「ム」に訓まれる所がある。

平安初期の訓点資料では、「将」を未だ再読にしないことは当然乍ら、「将」の訓法は漢訳仏典に類出する。

身形シカラシ瀦シテ死シ不レ久ク（西大寺本金光明最勝王經古点）
これに対して、「將」の訓は、漢籍の構文に近い玄奘法師表啓古点
に用いられて見られる。

言コ反ニ帝ニ忽ニ紀ニ（帝京忽紀）

(3) 「坐」の訓の相違

統紀宣命では「坐」は「マス」と見られる。それは仮名書で「捨
麻須シマス忘ワス察サス止チ」（七詔）とある外、「大末オホノヘ之ノ末マツ」（四十二詔）を「大坐オホイマス須ス」
（五八詔）、「大命オホノミコト尔ニ坐イマス世セ大坐オホイマス坐イマス而ニ」（三詔）とあることから判る。

「イマス」は、仮名書の例にあり、「仏ブツ毛モウ經キョウ」（注30）救ス久ク：「帝ミカド乃ニ出家イッサイ伊イ末マツ世セ」（二十八詔）の如く用いられる。万葉集では「坐」は四
例で、他は「座」が用いられるが、「坐」三例、「坐」一例で、「座」
には両訓共に多い。この中、「伊座」の表記が十例も見られるのは
注意される。古事記の「坐」の用法と訓については和田義一氏の詳
説がある。（注30）氏は雄略記の吉野条の歌謡「阿具良尔伊麻志」とこれに
対応する地の文の「天皇坐御具床」との結びつきから、「イマス」
の訓字表記が「坐」と断定された。古事記では、音仮名表記も八例
すべて「イマス」であり、「マス」の確例がない。

「マス」と「イマス」とは、平安時代の訓点資料では、「マス」
は漢籍に偏り、「イマス」が仏書の訓読に用いられる。右はこれと
対応している。（注31）

(4) 「諸」の用法の相違

統紀宣命では「諸」が、体言として主格・連用格など広く用いら

れている。「汝ニ多ク諸ノ者ヲ吾ニ近シ姪シ」（十七詔）、「人民ニ諸ノ忌ミ忌ミ」（三十八
詔）、「諸ノ尔ニ異ニ事ヲ教ヘ給シ止シ」（四十五詔）、「諸ノ乃ニ神ニ多ク知ル伊ニ末マツ和ニ志シ家ヲ」（三十八
詔）（経文の引用）などである。万葉集中、「モロモロ」の語は二例
で、主語の用法は「母ハハ呂ロ呂ロ波ハ佐サ祢ネ久ク等ト麻マ乎フ須ス」（四三七）、「他は
「諸ノ船ノ大オホ御ミ神カミ等ト船ノに（略）導ミき申ス」（八九四）で「諸」字を用
いるが、これは憶良の好去来歌で、中国の俗語の影響の指摘される
所である。古事記では「諸」と訓む十七例、「モロー」と訓む例
を加えると二十二例であり、その中、二例を除いて、他は「諸神
等」の如く連体語の用法である。この傾向は、平安時代の訓点資料
を通じて、漢籍では体言「モロモノ人」として広い用法を示すの
に、漢訳仏典では連体語の用法に限られると見た事象に通ずる。（注32）

(5) 古事記の「以為」の訓と仏書訓読

古事記では、「以為」は、
須佐之男命、以ニ為ス人ニ有ル其ノ河上ニ而テ尋ニ覓ル上ニ往ル者ト（卷上三二二〇）
の如く「トオモヒテ」と動詞に訓む用法である。「以為」は、訓点
資料の訓法を帰納すると、漢籍では始めに「オモヘラク」と副詞様
に訓ずる（古くは「トオモヘリを説添え、後に再説訓にしたものもある」
（注33））が、仏書の訓法では、動詞として「トオモフ」とする。（注33）

若ニ以テ為ス思ヒ也ト遍ニ、則チ有ル覚ル不レ覚ル相ト（百論天安二年点）
平安初期点本のこの訓字は、古事記の同用法の「以為」の訓を考え
る拠所となる。

以上の五点を総合するに、古事記のこの字の訓は、漢訳仏典等の

訓読と共通する点があるのであり、統紀宣命における訓の背景と異なつた環境に出自すると考えられる。訓字とそれを含む書記用漢字が前提とした「訓」が、訓読における漢字の諸訓の中から、一つの特定訓を取出して書記する際の漢字使用の習慣を作つたとすれば、右の事象は、逆に、奈良時代における、漢籍訓読語と仏典のそれとの体系的相違の存したことを証することになる。古事記の文体が漢訳仏典の影響を持つことは近年、神田秀夫氏等により指摘されていることであるが、右述の事柄は、その仏典の訓読という管を通じて、その漢字使用上にも影響のあることが知られるのである。

五、上代文献における書記用漢字の拡がり

では、このような訓の体系を以つて書記される漢字は、三文獻以外の他の文献にも共通する基盤を持つているのであろうか。以下和化漢文の幾つかについて検討する。

○元興寺伽藍縁起并流記資財帳（醍醐寺藏本による）

(1)使役を表す漢字

〔令〕又桜井寺内、作屋、工等、令住（十五丁ウ）

〔使〕然使者未來、問天皇崩已（十三丁ウ）

〔遣〕時官許遣、弟子信善、善妙合五尼等遣（十四丁ウ）

(2)比況に関する漢字

〔如〕時法師等答狀如先客、答、無異（十四丁ウ）

〔等〕我等國亦（六丁オ）、天皇受而諸臣等告（七丁ウ）

其三尼等者（十七丁オ）

〔猶〕然余臣等猶將減捨、計故（七丁ウ）

〔若〕僧尼等若為如、法者設法師寺請百濟國之僧尼等可令受戒、

（十三丁ウ）

これらの使い分けは、上代三文獻や訓字に通ずる所である。

(3)訓字との共通

〔耳〕此殿者不仏神宮、借坐在耳、（八丁オ）

〔而〕令住其道場、而生仏法牙、故名元興寺（十七丁ウ）

〔所〕十方諸仏及四天等所、以至誠心、誓願所造（十九丁ウ）（所ハ四天等ノ敬語）

〔事〕莫穢汗事、又莫人住汗（二十二丁ウ）

〔者〕、經云、應以比丘身得度者（十七丁オ）

その他、「可」「雖」「及」「者」「白」「坐」「奉」（賜もあり）「宣」

「念」「云」「在」「成」「為」「物」「時」「人」「方」「以」「又」「故」

「於」の使い分けも通ずる。

(4)副詞その他

〔都无〕「悉」と「尽」（「然」）（八丁オ）も通ずる。「將」

は「猶將」減捨、計故（前掲）によると「將」で「欲」は「此三尼等」

欲、度百濟國、受戒と（十二丁ウ）、「天皇在宮、將欲弘聞仏法故、欲」

師等并造寺工人等（十三丁ウ）等とあり、訓は不明だが文意と希望

の用法より「ホリス」であろう。

○法隆寺伽藍縁起并流記資財帳（寧楽遺文による）

〔下〕每年法華維摩勝鬘經、（下）説年、仏御法乎、万代、尔流、伝令為與隆、（下）朕、久、欲、

止誓願賜、（下）敬、

〔為〕講説竟高座、尔坐、奉、河大御語、（下）止、（下）而、

〔事〕入犯事波不在

外に、「令」「如」「等」「可」「及」「者」「白」「奉」(賜)「物」

「時」「人」「以」「又」「者」が見られ、又、「坐」は「在坐御世御世」より「マス」と見られ、「欲」は第一例「麻久欲」により「マツ欲」の訓を表すと考えられる。「将」は「謹請紹隆仏法、擲護天朝者矣」とあり「ム」であろう。

○大安寺伽藍縁起并流記資財帳(寧桑遺文による)

〔令〕遺、太帝天皇、召田村皇子、以遺飽浪葦瑠宮、令問既戸皇

子之病

〔而〕然財物易亡而不可永保

〔事〕染求事在耶

の外、「如」「等」「可」「者」「耳」「白」「申」「奉」「給」

〔賜〕「命」「在」「物」「時」「人」「以」「又」「故」「曰……者」「於」が見られ、又、「坐」は、「天皇奉造而請坐者」「大御寿更三年大坐坐文」により、「マス」の訓に基き用いられたと見られる。

○播磨国風土記(日本古典文学大系本による)

(1)使役を表す漢字

〔令〕遺、遣、舍人上野国麻奈毗古令、察之申云(二七六頁)

〔使〕以、召使、為、水手、而向、京之(二二八頁)

(2)比況に関する漢字

〔如〕形如、屋長二丈広一丈五尺高亦如之(二六四頁)

〔等〕讚芸国漢文等(二六八頁) 侍從等(二七八頁)

食具等物(二九六頁)

〔猶〕御船猶亦不得進(三〇〇頁)

(3)訓字との共通

〔而〕由、此川水絶而不流故号、无水川(三〇六頁)

〔云者〕今云、吉川者、稻狭部大吉川(三二〇頁)

〔許〕惟皇之南有、鹹水、方三丈許(二八八頁)

〔而〕については石塚晴通氏が、全七七例中、七六例までが文中に用いられ、その中、七三例が順説的で古事記と大体同様とされて

いる。その他、「令」(使)例、「如」「可」「也」「所」「耳」(而)例、「雖」「及」「申」「坐」「給」「言」「有」「在」「為」

「時」「人」「所」「事」「方」「以」「又」「故」「於」「於」例が見られる。又「然」も「然後」「雖然」など「シカ」に用いられる。

(4)「欲」と「将」など

「欲」は「為」が附いた例が無く、「ホリス」の確例が無く、

出雲国阿善大神聞、大倭国欽火香山梨三山相聞、此欲、諫止

(二八六頁)

円津日子神法太之川底欲、越、雲潤之方(三四六頁)

など「ムトオモフ」と読まれている。「念」「思」が無いのと相補的である。外に「以為」も、「於是大猪以為異劍、獻之朝廷」(三一四頁)の如く「オモフ」と読まれる。又「将」は、「ムトス」の訓を表すのに用い、

於是長日子擲、死之時謂其子曰(二八〇頁)

又、「何時將到於此所見之乎」(三〇〇頁)のように「ム」とも読み、古事記の用法と通ずる。「坐」の訓は不明であるが、大系本

では「イマス」の訓を多く宛てている。「諸」は五例すべて連体語である。

○金石文(寧楽遺文による)

金石文は各資料が少量である為に、その性格を把え難いが、次のような共通する事象を指摘することの出来るものがある。

遣・二人等|在意柴沙加宮時|所(隅田八幡鏡銘)

而・及・奉(賜)・時・故・於・於・欲・坐・将・然(法隆寺金銅素師仏造像記)

仏造像記)

之等・友等・也・可・奉・坐・時(金銅弥勒菩薩造像記)

奉仕於等由羅宮治天下天皇(船首王後墓誌)

所請造墓(采女氏埜城碑)

敬奉・令得・百齊在王(観音菩薩造像記)

太平子孫安坐(宇治宿禰墓誌)

及・為作寺・時・於・将(法起寺塔婆露盤銘)

故知後人明不_レ可_レ移破(下道園勝母骨藏器銘)

上件如前・未代君等・被賜仕奉矣(伊福吉部徳足比売墓誌)

造伽藍而・此粟原寺者・時・尔故・以・至於和銅八年(粟原寺鐘盤銘)

結而天地誓願仕奉・又・如是・所結人(高田里結知識碑)

如常・景静等・至於上及人主・也・然(行基大僧正墓誌)

以上の漢字の用法には、その背景となつた訓の相違により、古事記に近いもの、統紀宣命に近いもの等、種々であるが、その基盤に書記用漢字の体系を窺うことが出来る。

尚、古文書で諸国田券(天平宝字四年)(寧楽遺文)には「乍」に關して、左の文があり、

申尊者御足下、足(九部)人正身常御馬從仕奉思、然有不令依生江臣

古万呂御産業所他人使_有足人安人等、然者郡司取放雜役令駈使

甚無暇、加以阿支太城米綱丁罷入、由比京米不持參上、仍具注

愁状、附物部安人、頓首々々、死罪々々、謹解、天平宝字四

年三月十九日九部足人愁状(略)

右、欲田地子請、仍具注事状、附物部安人申上、謹解

上代の古文書における書記用漢字の一斑を窺わせるものである。

六、東大寺諷誦文における漢字の用法

平安時代初頭に成立した東大寺諷誦文は、和化漢文資料とも見なし得る上に、片仮名やヲコト点によつて、和化漢文の漢字の訓を知る上で手懸りが得られる。従つて、上代文献との関連を知る上でも重要な資料である。この資料における、前述の諸漢字の用法は左の如くであり、書記用漢字の体系に撰せられることが判る(紙数の都合で、用例や説明を割愛し、詳細は別稿に譲る。各漢字の片仮名は、原本に存するもの、括弧を付したのは文意等より推定したもの、・印は説添え用の訓字としても用いられている字である)。

令ノム・令ムレ 使ツカヒト ガ如ク 等ラ・ヲチ・ドモ 若(モシ)：

者・若(モシ)

可(カシ) 所(ル) 耳(ノミ) (訓字は) 而テ 雖 トモ トイヘトモ 許

(ハカリ) 及(ト) 者(ハ・バ)

申(マウシ)。坐(イマス)。大坐(オホシマス)。奉(ヲ)用(用)字(字)に上(上)。

給(キ)の(の)省(省)体(体)用(用)。宣(ノ)ト(ト)省(省)体(体)用(用)。念(オモヒ)オモホス。思(オモホス)オモホス。言(コト)トク。

云(ク)イハハ。有(アリ)有(アリ)。在(アリ)在(アリ)。成(ナリ)成(ナリ)。為(シ)セリ。

物(モノ)省(省)体(体)用(用)字(字)。時(トキ)時(トキ)。人(ヒト)人(ヒト)。所(トコロ)所(トコロ)。事(コト)事(コト)。

方(カタ)方(カタ)。ヲ以(ヨ)テ又(マ)テ又(マ)テ。故(コト)故(コト)。者(トイヘリ)者(トイヘリ)。於(ニ)於(ニ)。

欲(オモヒシ)欲(オモヒシ)。将(ムトス)将(ムトス)。当(アタル)当(アタル)。都(カツテ)都(カツテ)。无(ム)不(フ)不(フ)。未(ム)未(ム)。悉(ス)悉(ス)。

尽(ツクス)尽(ツクス)。然(シカ)然(シカ)。レ(シカ)レ(シカ)。ドモ(シカル)ドモ(シカル)。物(モノ)物(モノ)。諸(モロモロ)諸(モロモロ)。

他の漢字に比べて、これらに片仮名の附訓が少いのは、書記用漢字としての習慣が既に成つて一般化していた為に、その訓みをわざわざ示す要が無かつたからである。これらについての要点を以下に箇条書に掲げる。

(1) 訓字(説添え用)の「如」「耳(草体)」「雖」「申」「坐」「上(卷)」「女(卷)」「心」「念」「云」「身(物)」「時」「事(草体)」(第一表参照)は、皆すべて、同字が本文の中の大字の漢字としても用いられているが、訓字には省画体や草体を用いるものもある。又用法上も、本文の「給」が「申セハレ飢ヤワ分ワケテ給ヒタリ」(25行)と「賜」の意の本動詞で、訓字の「之(給)」は、「母氏怒ツクロヒミシ儀ハ」(26行)と補助動詞に用いるという区別もある。

(2) 比況に関する諸字「如ク・等・若」の外、「似」「類」「喩」があるが、「无(似)父君(男)と」(18行)、「楽(飲食)之(類)」(18行)、「此(喩)夜」(26行)とそれぞれ使い分けている。「猶」字は現れないが、「尚」が「ナホ」の副詞に用いられている。

(3) 「遣」「也」「敷」は例が拾えない。「乍」は「乍悲乍喜」(10行)と副詞に用いられている。

(4) 「及」は「斯匪王及眷属衆之」(16行)と「体言十体言」の古事記に見られた同用法であり、「者」の用例は、「奉仕八講之法会志(者)云」(82行)である。

(5) 「而」については石塚氏の精査がある。文頭は「何而」二例、文中は、九十例中、順説的なもの六十九例逆説的なもの二十一例で、「雖」の九例の外単独で逆説となる用法もあり、逆説用法の頻度のかなり高いことを注意している。

(6) 「者」は「ヒト」に当る用法の外、接続的用法には、「彩花開(死)戸辺(者)」(106行)以外はすべて、「ハ」「バ」に当る。「以」も、「故此世界ヲ見、以百千種珍(所成七宝淨土)」(109行)以外はすべて「(以)以テ」の訓に用いる。

(7) 「雖」は附訓がないが、「雖(春野ニハ花開トモ死戸辺(者))」(106行)や訓字の「十恒河沙世界遙遠(雖)」(63行)から見て「ドモ」の訓と見られる。しかし一方には「雖(愛ツミカタシト)」(26行)もあり、新しい「雖」の訓に基く用法(むしろ、書記用漢字の習慣成立後における訓読史を背景にした訓の入れ換えであろう。「乍」も「下」も「上」も一部に見られて来る。

(8) 「当」は「ヘシ」に用いず「当来」「当国」などの外は原則として、動詞「当」に用いるが、その訓を利用した「鳳凰不翔其当」(26行)「諸仏不翔不信人当」(26行)の「当(辺)」もある。同例は万葉集の訓仮名にも見られた。

(9) 「当」は「ヘシ」に用いず「当来」「当国」などの外は原則として、動詞「当」に用いるが、その訓を利用した「鳳凰不翔其当」(26行)「諸仏不翔不信人当」(26行)の「当(辺)」もある。同例は万葉集の訓仮名にも見られた。

(9)「物」は、訓字として、「鳥獸スヲ見テハ祖ヲ喜ギテ」(24行)の外、「盧舎那仏身ニ在物ソ」(24行)や「与_レ仏物申」(145行)の用例がある。文末の「物ソ」は万葉集や統紀宣命にもあるのに通じ、「物申」は、古事記の「物云王子」と通ずる。しかし、「事」は、形式体言として連体形を受ける用法が、訓字の「无_レト云事蒙父母之恩」(60行)にはあるが、本文の大字には見ない。

(10)「為」は「為_レ父」(87行)のようにサ変動詞「ス」を表すのに用い、「成」は「ナリ」に用いるが、類義の「作」は「不聞慈音作久」(24行)の「久シクナリス」のように「ナリ(ル)」の訓を表す字として用い、「造」はすべて「造_レ人ヲ」(24行)のように「ツクル」に用いる。又、「動詞」ナムト_レ欲_レヒシ_レ「念_レオモヒニ・ヘバ」_レ「思_レホシテ」の訓がある。「給_レ」の補助動詞と実動詞との区別は前述したが、「諸天飛雲(雲飛)零_レ精梗之米_ニ繼_レ於_レ飢身_ニ」(136行)の「繼」は、「尚有_レ不_レ給_レ者」(前田本仁徳紀古訓)の「給」を表すもので、本文の「給_レ」(賜)との訓の違いを別字「繼」で示したものであろう。東大寺諷誦文の「約_レ花有_レ先_レワセニ_レ坡_レサク_レ花_ニ」(22行)の「約」の訓については、中田祝夫博士の詳説があるが、「於」を使わなかつたのは、この資料でも「於」は「ニ」の訓として用いているのでそれと使い分ける意図に出るものであり、「而」に対して、「然」を用いる態度と通ずると見られる。動詞についての用字の使い分けは、古事記でも野憲司博士が「還」を「カヘル」、「帰」を「カヘス」、又「恐」を「カシコシ」、「畏」を「カシコム」と訓み分けているとされるのに通ずる。_(注37)「成_レ実持_レ榮_レ之_レ状」(22行)など「ムトス」の訓を表

し、「欲」は「欲_レヒシキヲ_レ乘_レ馬車_ニ而_レ遊_レ(ハムト)父君カ慈山_ニ」(130行)によつて「ムト念_レフ」と考えられる。「坐」は「慈_レヲ如_レ大坐須弥山_ニ」(136行)の「マシマス」によつて同じ仏書訓みの「イマス」と推定される。「諸」は「諸悪」「諸仏」など連体法の用法のみである。このように、その漢字使用の前提となる訓が、仏書訓読の特徴に拠つていることは、本資料の性格や書写加点者が僧侶であることから考えて当然である。

右の如く、東大寺諷誦文の漢字使用は、如上の漢字の用法からは、書記用漢字として、平安初期訓点資料の訓字や上代文献のそれと同じ基盤に出る事実が判明した。しかも古事記のそれに近いことは興味深い。

七、結 語

漢字専用の時代には、漢籍・仏典等の訓読されることを主要機能とした漢字漢文があるが、それとは別に日本語の文章を日本語の形式を生かして、書記する為に用いられた漢字の体系が存した。それは、漢籍・仏典等の模写や漢詩文等の制作や改まった公式の文章とは別に、実用文章表記として、上代から中古初頭に、広い基盤を持つもので、訓点資料の訓字にも表れている。この漢字はそれぞれ一定の訓を担つた体系的なものであり、その訓は、漢籍・仏典等の訓読されることを主要機能とした漢字の訓の体系の中から、一定の訓を撰んで独自の体系を自ら習慣的に構成して行つたものと考えられる。この書記用漢字の訓の体系は、訓読用漢字のそれとは、異な

つたもので、しかもそれ自身としては等質的なものであるが、仔細に見ると、「欲」「將」「坐」の如く、同一漢字でも、担う訓が異なる資料がある。これは、その訓の背景となつた訓読環境が漢籍か仏典かという差を反映する少異であり、それぞれの資料毎に、その背景は一定している。以上のような事柄が判明した。最後にこの事柄に基く本稿の意義や今後の課題を上げておく。

(一)本稿は、書記用漢字を、主に虚字という側面から巨視的に考えたものであつて、更に、書記用漢字全体からの位置づけを、各資料毎の性格の差を考慮しつつ、詳細に検討する必要がある。

(二)書記用漢字で書かれた文献の扱がりの追究。

それらの文献の訓み方が、訓点資料の訓字等との関係において、従来以上に説明されうる。

(三)書記用漢字の訓が、漢籍又は仏典等の漢文訓読を背景に持ち、それを前提としていることになり、懸案の上代漢文訓読の実態を、具体的に知る手懸りが得られる。

(四)平安時代の記録古文書などの用字法との関連、特にその源流を知る手懸りを得ると共に、「和化漢文の歴史的研究」乃至は「書記用漢字の歴史的研究」を拓くことになり、その第一段階を示すことになる。その中には、「平」「下」「上」「雖」のような、書記用漢字そのものは一度成立した習慣に従うが、その表す訓は、漢文訓読史との関連により、変遷したものも一部に生ずるといふ問題も出て来る。

(五)訓点資料における訓字そのものの究明。

(六)東大寺誦語文の書記用漢字は、如上の語文獻の中では、古事記に最も近く、共通点を多く持つている。表記上古事記の古写本の姿を推定する一材料ともなる。例えば、現存古事記写本の中に、「上甲(止申)也」(下巻)、「所成坐神名」(巻七)等の「古い時代の傍訓」が本文に竄入したことが推定されているが、この見事な着想は、(1)「申」「坐」が平安初期の訓字として用いられたものであること、(2)古事記の本文にも見えて用字体系が同一基盤に属するものであること、(3)平安中期以降の訓点資料では、読添え用の訓字としては用いられなくなつた事実、(4)従つて仮名の傍訓だけに慣れた後世の目からは、本文の漢字と誤認し易いことなどに、裏付けられて一層活きて来ると思われる。その上、「有_三心_一白事」(巻下)の「事」も、古事記の用字では、「物」が、「…スル物ゾ」の如く活用語を受けて形式体言とする場合の本文表記がないこと、「事」も同趣の用法の本文表記はこの一例であることから、訓字の竄入例に加わる可能性があるのである。(昭和四十五年八月十日)

注

1 石塚晴通氏「上代から中古初頭の変体漢文に於ける「而」字の用法(上)(下)」(「国語研究室」第六号(昭和四十二年十月)、第七号(昭和四十三年五月))。

2 峯岸明氏「平安時代記録資料における「而」字の用法について」(「国語学」第六十二輯、昭和四十九年九月)

3 「訓字」の用語は、春日政治博士による。「西大金光明最勝王経点古の国語学的研究」(坤)「訓字」の項、二八頁。

4 春日政治博士は、第二の場合を「仮名と共に交へ用ゐられる実字」として、用語を別にされている。筆者は、第二の場合も第二の場合も、一定の訓を前提とした、漢字の書記用の一つの場として同一体系のものと考え、共に「訓字」と呼ぶ。原漢文に対応する漢字があるか無いかは、その訓字の用法上の相違である。

5 これらの訓字は、「卜」(合)、「勿」(オ) (物)、「寸」(時)、「丁」(可)、「キ」(奉)、「キ」(女) (給)、「口」(直)、「心」(念)「ナ」(有) (などの省画体や、「ヲ」(而)、「ヲ」(耳)、「ヤ」(申)、「フ」(事)、「キ」(者)などの草体でも表記されているが、その文字としては漢字として見られるので、ここでは現行漢字体で示した。尚「ナ」は「有」の省画とされるが、訓字としては古く「在」もあり、或いは「在」かも知れないが、暫く従来の説に従つて「有」に入れた。

6 九条本文選卷二十九の裏書は、万葉仮名和訓および「而」(テ)「乍」(ツ)「離」(トモ)の訓字を含んでおり、筆者は、これを平安極初期の漢籍の加點方式の一と考え、その古形態の残存したものと考へた(拙著「平安鎌倉時漢籍訓読の国語史的研究」五二四頁)。

7 春日政治博士が「仮名と共に交へ用ゐられる実字」として挙げられた所による。各字の順序は入れ換へた。「^{西大}金光明最勝王経古点の国語学的研究」(坤)二〇頁。

8 大坪併治博士「訓点語の研究」三九二頁参照。筆者らの調査結果をも加へた。

9 大坪併治博士「小川本願経四分律古点」(「訓点語と訓点資料」第九輯)による。

10 この表の訓字は、当然漢字のみであり、所謂「実字」の中、フォント点や符号などに甚くものは除いた。・印は省画体であることを示す。

資料は左記による。

両毗奈耶—春日政治博士「初期点法例」(「古訓点の研究」所収) 持人菩薩経—同右

願経四分律—大坪併治博士前掲書

金剛般若経讚述嘉祥四年点—春日政治博士「古訓点の研究」所収

成実論天長五年点—春日政治博士調査及び筆者調査

妙法蓮華経方便品—前掲。大坪併治博士調査及び筆者調査

百論釈論承和八年点—大坪併治博士「訓点語の研究」、及び筆者調査

大乘掌珍論承和嘉祥点—中田祝夫博士「古点本の国語学の研究」総論篇—附録による。

中観論古点—「古訓点の研究」所収

金剛般若経讚述仁和元年点—大坪併治博士「訓点語の研究」による。

西大寺本金光明最勝王経古点—前掲

唐招提寺藏金光明最勝王経古点—稲垣瑞穂氏「訓点語と訓点資料」第一輯所収による。

四分律行事鈔古点—中田祝夫博士「古点本の国語学の研究」総論篇—附録による。

金光明最勝王経註釈一本—春日政治博士「古訓点の研究」所収。

11 拙稿「及字の訓読」(「国文学言語と文芸」第四号、昭和三十四年三月)

12 本文は岩波文庫本による。その訓法は「大伴歴朝詔詞解に拠つた」といふ。筆者も必要に応じて宜長の訓を参酌した。

13 拙稿「万葉集における漢文訓読語の影響」(「国語学」五八輯、昭和三十九年九月)

14 万葉集の訓仮名の読み方には、古来諸説が多いものがあるが、本稿では事柄の性質上、万葉集大成系引篇により、それを一応の拠所として、その用法を検討しつつ読み方を考えた。

15 但し、和歌としての特性とその音節数より、「令散」「令死」「令聞」「令誓」など使役動詞の訓もある。因みに「令」と訓んだ歌の作者は左の如くである。

大伴家持(一四八六・四一七九・四一七七)、大伴百代(大宰大員)(五六一)、田部忌寸様子(大宰府官人)(四九四)、石上乙麿(三七四)、藤原夫人(一〇四)、作者未詳(三八八・三八八・一三三五・二二五〇・二五八四・二四三三・二四七四・二九〇三・三三三〇)

16 「遣」には他に、名詞として「天皇之遣之方々」(卷十三ノ三三九一)や、「遣因流」(卷二ノ一九六・二〇七)と、動詞「遣」がある。動詞「ヤル」に、「思遣」「告遣」「心遣」の複合語にも用いられている。因みに「遣」と訓んだ歌の作者は左の如くである。

大伴家持(四二四九)、高橋虫麿(九七二)、人麿(一九九)、山上憶良(一説、三八六〇)、不明(三三三六)

17 古事大成系引篇の本文による。

18 統紀宣命には、同義の古語「ナス」も用いられて、子^波祖^乃心^成自^伊子^波可在(十三詔)

のように見えるが、この語を表す漢字としては「成」を用いており、「如」とは区別される上に、「如」の語尾や「乃如」「可如」「如毛」などの助詞から見ても、「如」に「ナス」の訓を当てることは出来ない。

19 総索引によると、集中二例、「雲之行如」(卷十二ノ三二七八)「哭児如」(卷十三ノ三三三六)の訓があるが、この「ナス」の語は仮名書

の外は、統紀宣命の場合と同じく「成」字で主に、「百重成心者雖念」(卷四ノ四九六)「水門成海毛広之」(卷十三ノ三三三四)の如く表記し分けるらしい態度が窺われる。

20 「注13」参照。

21 安藤正次博士「万葉人の用字意識から見た「者」字の「研究」(「古典と古語」所収)

22 石塚氏、注1論文。石塚氏はこの傾向の原因を漢文の訓読にあるときれ、多くの場合「テ」「シテ」と訓読したためと考えておられる。

23 西宮氏「日本上代の文章と表記」二三五頁。

24 注22書、二二七頁。

25 「古事記に於ける特殊なる訓法の研究」

26 森川富治氏「古事記天石屋戸の段の一問題」(「国語国文」十二ノ三)

27 「変体漢文の一用法」者「テイレを巡って」(「国語学」十七輯、昭和二十九年八月)

28 「訓点語の研究」三三八頁

29 拙著「平安鎌倉時代漢籍訓読の国語史的研究」三六一頁

30 「古事記の敬語」「坐」を中心に」「(「古事記年報」昭和四十四年度)

31 注29拙著三八一頁

32 注29拙著三七七頁

33 注29拙著四〇三頁

34 注1論文

35 注1論文

36 「東大寺誦誦文稿の「用字」の訓み方について」(「佐伯梅友博士古稀記念国語学論集」昭和四十四年六月)

37 「古事記の用字と訓の二三について」(『国文学』五十号、昭和四十四年六月)

38 沢瀉久孝博士・浜田敦氏「古事記諸本概説」(『帝国学士院紀事』四)

二・三、西宮一民氏「日本上代の文章と表記」一〇〇頁。

— 広島大学助教授 —